

第 9 表 都道府県別文化施設、新聞発行数、宗教団体数等

(1)は公立及び私立のものであるが、学校図書館は除く。(2)絵画、彫刻、工芸品、書跡、考古、建造物である。(3)宗教法人、非宗教法人の合計数。(4)日刊紙の発行部数。(5)常設のものでおこなう興行が映写によるものである。

都 道 府 県	(1) 図 書 館 (昭和55年度末・年度間)			(2) 重 要 文 化 財 (昭56年度末)	(3) 宗 教 団 体 数 (昭55年末)	(4) 新聞発行部数(昭56.10.現在)			(5) 映画館数 (昭55年末)
	館 数 (分館含)	蔵書冊数 千冊	個人貸出 冊 千冊			総 数	(内)朝夕刊 セツ	(内)期 刊 単 独	
総 数	1 362	80 208	147 693	11 086	224 935	47 256	20 036	24 935	2 696
北海道	54	3 280	5 839	19	6 155	2 096	1 218	754	193
青森県	17	1 056	965	38	2 165	479	226	248	50
岩手県	26	1 155	1 170	51	1 936	443	200	238	46
宮城県	18	1 162	1 591	45	2 521	688	167	499	32
秋田県	24	1 027	615	20	2 275	403	224	173	42
山形県	22	1 126	1 089	74	3 678	445	216	226	39
福島県	17	1 029	1 524	76	5 238	707	25	678	66
茨城県	13	867	1 499	57	4 357	996	84	907	41
栃木県	20	1 253	936	134	3 429	755	46	705	36
群馬県	14	1 373	1 875	41	3 051	722	37	682	45
埼玉県	61	3 885	8 963	60	5 753	2 079	848	1 201	43
千葉県	76	3 416	8 109	69	7 427	1 940	980	916	55
東京都	235	15 172	36 248	2 055	9 770	6 618	4 174	1 733	280
神奈川県	40	3 778	9 385	312	5 080	2 952	1 872	963	101
新潟県	25	1 487	1 699	65	8 737	795	100	685	62
富山県	41	1 770	2 197	42	4 226	374	39	325	23
石川県	33	1 107	1 018	110	3 849	389	103	279	25
福井県	11	650	671	87	3 853	310	—	307	22
山梨県	12	527	539	79	3 088	297	14	282	18
長野県	35	1 738	1 579	133	4 944	754	66	646	55
岐阜県	22	1 060	1 881	128	6 867	608	137	462	44
静岡県	42	2 081	3 146	184	7 375	1 242	840	382	79
愛知県	47	4 658	12 050	276	11 598	2 465	944	1 335	165
三重県	14	737	777	150	4 570	524	116	397	41
滋賀県	10	641	838	759	5 477	390	91	293	16
京都府	25	1 194	1 406	1 975	7 197	1 104	712	298	33
大阪府	55	5 050	13 505	629	11 332	4 494	2 929	1 092	197
兵庫県	30	2 197	6 102	449	11 930	2 170	1 304	754	110
奈良県	12	557	831	1 274	5 100	534	294	229	21
和歌山県	14	495	523	363	3 380	442	131	275	29
鳥取県	6	365	162	43	1 824	248	—	246	17
島根県	16	591	488	82	3 164	273	—	272	13
岡山県	23	1 175	2 597	135	4 659	759	82	621	36
広島県	18	1 140	1 913	179	6 202	1 060	102	943	64
山口県	37	1 779	1 879	114	3 670	625	59	525	45
徳島県	8	430	269	37	2 755	281	46	233	26
香川県	14	821	1 086	103	2 694	405	—	392	27
愛媛県	17	805	714	143	3 540	533	27	502	67
高知県	22	908	1 311	78	3 228	262	113	145	30
福岡県	29	2 155	5 032	170	8 939	1 703	753	939	109
佐賀県	11	507	368	32	2 718	272	3	269	19
長門県	15	735	422	33	3 078	454	51	403	37
熊本県	16	762	1 014	45	3 404	516	94	421	29
大分県	10	579	530	61	4 283	397	208	187	44
宮崎県	13	590	366	10	1 562	347	—	347	40
鹿児島県	34	1 053	801	20	2 465	526	29	497	36
沖縄県	8	285	171	16	392	336	306	18	48
その他・海外	—	—	—	31	—	42	31	11	—

第 21 章
社会 保 障

第 21 章 社 会 保 障

健康保険

社会保障制度の一つとしての社会保険は、第2次大戦後急速に整備拡充された。その中でも労働者を被保険者としては健康保険は、わが国社会保険の中で最も早くから制定されているが、この保険者には政府及び健康保険組合の2種類がある。

本府における昭和56年度の政府管掌健康保険の適用状況を見ると、適用事業所は年度末で7万8192事業所で、前年度に対し1108事業所、1.4%の増加となった。一方、被保険者数は123万2332人で対前年度比0.6%の増加となった。

又、給付決定状況を見ると、給付件数は1674万4977件で0.8%増加し、給付金額は2802億円で対前年度比7.3%増加した。

国民健康保険

健康保険が一般雇用者を被保険者としているのに対して国民健康保険は一般住民（自営業者及びその家族等）を被保険者とする。

56年度の府下における実施状況を見ると、保険者総数は60、その内訳は市町村44、組合16であり、被保険者数は対前年度0.2%減の288万9919人となった。

一方、給付状況を見ると、件数は1986万件で対前年度比4.2%増、金額は3922億円で対前年度比11.1%増となり、1件当たり給付金額は1万9741円、対前年度比10.5%増となった。

船員保険

健康保険や国民健康保険以外に特別な雇用者（公務員、船員等）を被保険者とした社会保険があるが、そのうち船員を対象とする船員保険法は1939年に制定され、健保、厚生年金、失業保険を合せて総合的保険制度のかたちをとっ

ている。

56年度の府下概況をみると、被保険者は7568人で対前年度比1.3%減、133人の減少をみせた。又、給付状況を見ると件数は8万61件で対前年度比1.4%増、給付額は18億3144万円で3.3%増となった。

雇用保険

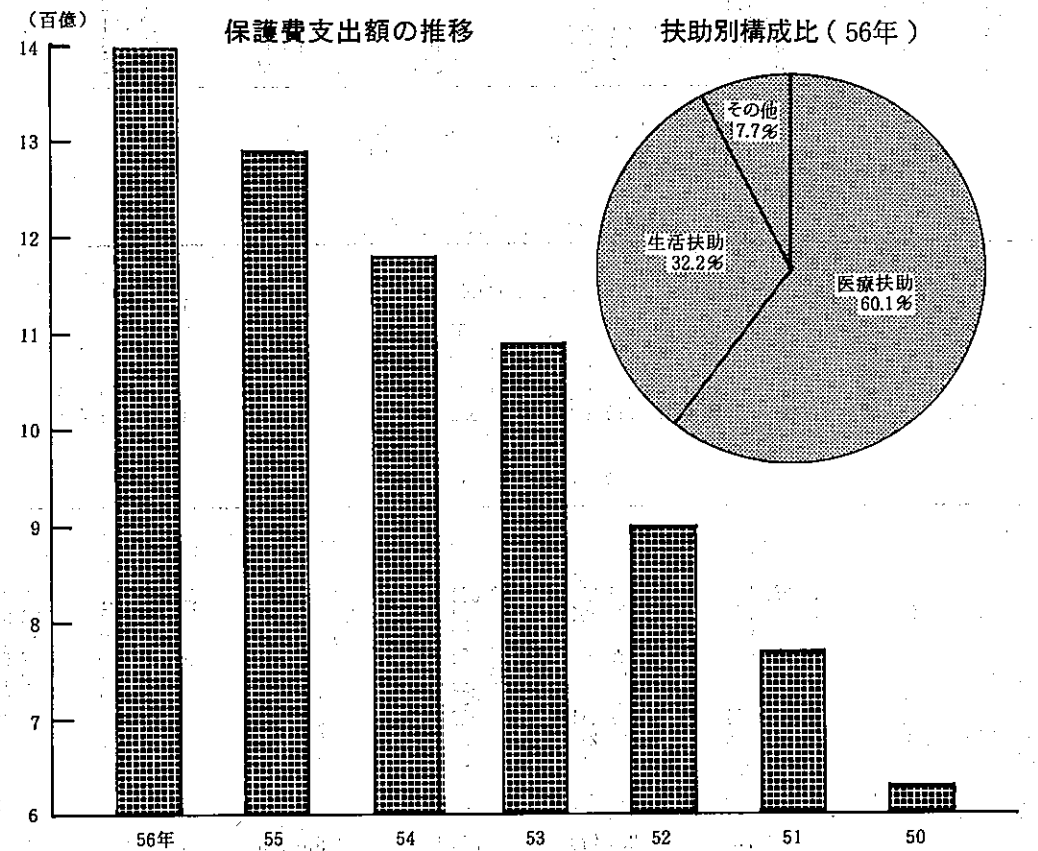
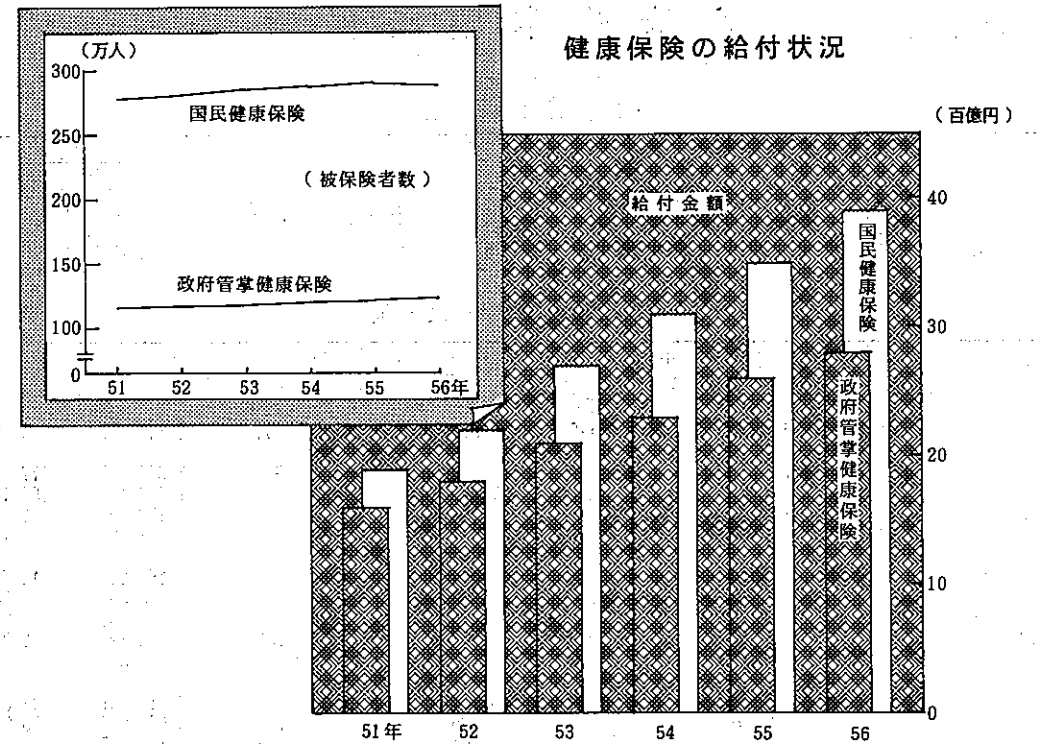
56年度の雇用保険給付状況を一般雇用保険についてみると、離職票提出件数は対前年度比10.5%増の13万433件となった。又、保険金受給実人員は月平均で対前年度比13.3%増の5万5829人となった。保険金支給額も前年度の613億円に比べ732億円で19.4%増となった。

なお、日雇雇用保険の受給者数、保険金支給額はそれぞれ18万9903人、対前年度比6.3%減、67億3970万円、対前年度比7.4%減となった。

公的扶助

前記各種社会保険に対して社会保障制度のもう一つの柱となっている公的扶助の56年度概況を保護世帯数・人員数と保護費支出額についてみると、保護世帯数は7万438世帯、対前年度比4.5%増、保護人員数は13万2156人、対前年度比3.7%増である。これを扶助区分別に前年度比をみると、生活扶助3.8%増、住宅扶助4.4%増、教育扶助4.0%増、医療扶助0.7%増、出産扶助47.1%減、生業扶助12.2%増、葬祭扶助8.3%減となっている。

一方、保護費支出額は総額で1399億円となり、前年度比8.4%の大幅な増加となった。これを扶助別内容別にみると、生活扶助費451億1076万円で12.5%増、医療扶助費841億3736万円で5.7%増となり、この2費目で総額の92.4%を占め、以下住宅扶助費は15.7%増、教育扶助費は10.2%増、葬祭扶助費は11.2%増、生業扶助費は14.7%増となっている。



第1表 政府管掌健康保険

本表は社会保険事務所の報告に基づく、各年度末、月末の数字である。なお平均標準報酬月額とは、健康保険法第3条に規定する各等級(36等級)の標準報酬月額に該当する人員数を乗じて総被保険者数で割ったもの。

(1)適用事業所数、被保険者数等

Table with 9 columns: 区分, 単位, 昭和54年度末, 昭和55年度末, 年度末, 56年4月末, 7月末, 10月末, 57年1月末. Rows include 事業所数, 被保険者数, 平均標準報酬額.

(2)給付決定件数・金額

Table with 8 columns: 給付区分, 件数, 金額, 件数, 金額, 件数, 金額. Rows include 総数, 被保険者への給付, 被扶養者への給付.

資料 大阪府民生部保険課調

第2表 国民健康保険

本表は各年度末現在で国民健康保険実施市町村と国民健康保険組合よりの報告に基づいたもので、平均受診率は、被保険者100人当り、給付は各年度中のものである。なお a) は同業者組合等で営むものである。

(1)保険者数、被保険者数等

Table with 10 columns: 年度, 保険者数, 被保険者数, 一般状況, 平均受診率. Rows include 昭和52年度, 53, 54, 55, 昭和56年度.

(2)給付件数・金額

Table with 7 columns: 給付区分, 件数, 金額. Rows include 診療給付, 療養給付, 入院料, 出産手当金, 葬祭費, 高額療養費.

資料 大阪府民生部国民健康保険課調

第3表 船員保険

本表は各年度末現在の数字である。船員保険は政府管掌であって、被保険者は船員法第1条の船舶に乗組む船員。なお、船舶所有者の総数と内訳の合計は一致しない。

(1)適用船舶所有者数、被保険者数等

Table with 9 columns: 年度, 船舶所有者数, 被保険者数, 保険料徴収決定済額. Rows include 昭和52年度, 53, 54, 55, 昭和56年度.

(2)給付件数・日数・金額

「診療費」は大阪府社会保険診療報酬支払基金で扱ったもの。

Table with 10 columns: 給付区分, 件数, 日数, 金額. Rows include 総数, 被保険者, 被扶養者.

資料 大阪府民生部保険課調

第4表 厚生年金保険(適用事業所数、被保険者数等)

本表は社会保険事務所の報告に基づくものである。

Table with 7 columns: 区分, 単位, 昭和54年度末, 昭和55年度末, 昭和56年度. Rows include 事業所数, 被保険者数, 平均標準報酬額.

資料 大阪府民生部保険課調

第 5 表

支給区分別国民年金

(1) 福祉関係

本表の受給権者は年度末現在、年金額は受給権者に対する裁定総額で、支給年金額は年度末現在支給停止額を差引いたもの。なお各金額は単位未満を切り捨ててある。又、母子年金には準母子年金を含む。

Table with 10 columns: 支給区分, 昭和55年度 (受給権者数, 年金額, 停止額, 支給年金額), 昭和56年度 (受給権者数, 年金額, 停止額, 支給年金額). Rows include 総数, 老齢年金, 障害年金, 母子年金.

資料 大阪府民生部国民年金課調

第 6 表

一般・日雇雇用保

Table with 7 columns: 年度, 離職票提出件数, 受給資格決定件数, 初受給者数, 受給者実人員(月平均), 保険金支給額, 支給終了者数. Rows for 昭和52-56年度.

資料 大阪府労働部職業業務課「労働市場概要」

第 7 表

補償種類別労災保険

本表は各労働基準監督署において各年度に支払った労働者災害補償給付である。なお、総数には一部の傷病、障害、遺族年金が含まれている。

Table with 10 columns: 年度, 総件数, 新規災害者数, 療養(補償)給付(件数, 日数, 金額), 休業(補償)給付(件数, 日数, 金額). Rows for 昭和52-56年度.

資料 大阪労働基準局調

受給権者数・年金額等

(2) 拠出関係

母子年金は準母子年金を含む。

Table with 10 columns: 支給区分, 昭和55年度 (受給権者数, 年金額, 停止額, 支給年金額), 昭和56年度 (受給権者数, 年金額, 停止額, 支給年金額). Rows include 総数, 老齢年金, 通老齢年金, 障害年金, 母子年金, 遺児年金, 寡婦年金.

險給付件数・金額等

Table with 6 columns: 一般, 日雇, 給付延日数, 離職票交付枚数, 受給者実人員, 保険金支給額, 受給者の前月の稼働日数, 日雇労働被保険者手帳交付数. Rows for 昭和52-56年度.

給付件数・金額等

ただしほとんどの年金については本省において支払われている。

Table with 10 columns: 賃)給付金額, 障害(補償)給付(件数, 金額), 遺族(補償)給付(件数, 金額), 葬祭料(件数, 金額), 長期療養給付(件数, 金額), 年金(件数, 金額). Rows for 昭和52-56年度.

第 8 表 市町村別、扶助別保護世帯数・人員

本表は生活保護法に基づく保護世帯数及び人員で、各年度末現在のものであるが、扶助には1世帯又は1人で2種以上のものを受けた場合も計上されているので実数とは一致しない。

Table with columns: 市町村, 世帯数, 人員, 生活扶助, 住宅扶助, 教育扶助, 医療扶助, 出産扶助, 生業扶助, 葬祭扶助. Rows include various municipalities like 昭和52年度, 大阪市, 豊能, etc.

第 9 表 市町郡別、扶助別保護費支出額

本表は生活保護法に基づく保護費の各年度の支出額である。医療扶助費には市町郡に分割できない府庁支払分(1,235,468千円)があるため、総額とは一致しない。なお南河内郡には狭山町は含まない。

Table with columns: 市郡, 総額, 生活扶助費, 住宅扶助費, 教育扶助費, 医療扶助費, 出産扶助費, 生業扶助費, 葬祭扶助費, 保護施設事務費. Rows include various municipalities like 昭和52年度, 大阪市, 豊能, etc.

第10表 保護世帯の労働類型別世帯数

本表は生活保護法による被保護世帯の労働類型別世帯数で、各年は12月中に保護を受けたものである。

Table with columns for year (昭和52-56), total number of households, and breakdown by labor type (total, regular workers, daily workers, employees, others).

資料 大阪府民生部社会課、大阪府民生局保護課調

第11表 身体障害者手帳の所持者数

各年度末現在である。

Table with columns for year (昭和52-56), total number of holders, and breakdown by disability type (visual, hearing, speech, physical, internal).

資料 大阪府民生部社会課「主要民生統計資料」

第12表 老人医療費の公費負担状況

Table with columns for year (昭和52-56), medical certificate issuance, visits, medical cost burden, and per capita medical cost.

資料 大阪府民生部国民健康保険課調

第13表 共同募金額・配分額

各年とも募金額には前年度配分不要繰越金、配分額には経費充当額・次年度運動準備金・繰越配分額が加えられていない。

Table with columns for fund type (total, household, school, etc.), amount raised, and distribution by year (昭和53-56).

資料 社会福祉法人大阪府共同募金会調

第14表 社会福祉施設(相談所)等の相談件数

各相談所は府立のみ、民生委員、母子相談員は大阪府分を除く。

Table with columns for consultation type (child, marriage, etc.), number of consultations, and year (昭和52-56).

資料 大阪府民生部社会課、児童課、障害更生課調

第15表 市町村別保育所数及び民生委員数

*府立保育所(2ヶ所定員190名)を含む。各年度末現在。

Large table with columns for city/town/village, public and private kindergartens (number of facilities, capacity), and民生委員 (number of members).

資料 大阪府民生部社会課、児童課、大阪府民生局保育部企画課調

第 16 表

社会福祉施設数、定員

施設名	昭和56年度(57.3.31)						昭和55年度(56.3.31)	
	施設数			定員			施設数	定員
	総数	公立	民間立	総数	公立	民間立		
総数	1 659	907	752	134 273 380世帯	70 510 280世帯	63 763 100世帯	1 618	131 307 380世帯
老人福祉施設計	179	121	58	7 670	3 761	3 909	166	7 004
老人福祉施設	24	17	7	2 791	2 032	759	25	2 841
養護老人ホーム	42	9	33	3 400	1 150	2 250	33	2 730
特別養護老人ホーム	26	9	17	1 479	579	900	25	1 433
老人福祉センター	87	86	1	—	—	—	83	—
児童福祉施設計	1 291	680	611	118 550 380世帯	62 999 280世帯	55 551 100世帯	1 268	116 438 380世帯
助産施設	83	28	55	433	105	328	79	415
乳幼児保健施設	7	1	6	352	70	282	7	352
母子保健施設	13	9	4	380世帯	280世帯	100世帯	13	380世帯
児童養護施設	1 036	554	482	110 511	59 730	50 781	1 018	108 503
精神薄弱児施設	38	6	32	3 302	480	2 822	38	3 296
精神薄弱児通園施設	12	6	6	786	460	326	12	786
精神薄弱児通学施設	1	1	—	40	40	—	1	40
精神薄弱児通塾施設	24	20	4	1 170	940	230	23	1 140
精神薄弱児通塾施設	2	—	2	90	—	90	2	90
精神薄弱児通塾施設	1	—	1	70	70	—	1	70
肢体不自由児通園施設	3	2	1	260	190	70	3	260
肢体不自由児通塾施設	18	12	6	770	510	260	17	720
肢体不自由児通塾施設	1	1	—	50	50	—	1	50
肢体不自由児通塾施設	1	1	1	262	—	262	1	262
精神障害児短期治療施設	1	1	—	50	50	—	1	50
精神障害児短期治療施設	1	—	1	30	—	30	1	30
精神障害児短期治療施設	1	—	—	—	—	—	—	—
精神障害児短期治療施設	2	2	—	374	374	—	2	374
児童養護施設	47	37	10	—	—	—	48	—
精神薄弱者援護施設計	31	22	9	1 830	1 420	410	27	1 632
精神薄弱者更生施設	18	10	8	1 170	790	380	16	1 002
精神薄弱者授産施設	13	12	1	660	630	30	11	630
身体障害者更生援護施設計	21	8	13	815	265	550	19	775
肢体不自由者更生施設	1	1	—	40	40	—	1	40
失明者更生施設	1	—	1	70	—	70	1	70
内部障害者更生施設	1	—	1	60	—	60	1	60
身体障害者療養施設	5	—	5	260	—	260	5	260
重度身体障害者更生施設	2	1	1	110	60	50	2	110
重度身体障害者授産施設	2	2	—	90	90	—	2	90
重度身体障害者通所授産施設	3	1	2	65	25	40	1	25
重度身体障害者授産施設	2	1	1	120	50	70	2	120
補装具製作施設	1	1	—	—	—	—	1	—
点字出版印刷	2	1	1	—	—	—	2	—
点字出版印刷	1	—	1	—	—	—	1	—
保護施設計	28	12	16	4 374	1 335	3 039	28	4 374
救護施設	11	6	5	1 065	530	535	11	1 065
更生施設	6	4	2	815	525	290	6	815
医療提供施設	10	1	9	2 414	200	2 214	10	2 414
宿舎提供施設	1	1	—	80	80	—	1	80
母子福祉施設計	3	1	2	115	—	115	3	115
母子福祉センター	2	1	1	—	—	—	2	—
母子福祉センター	1	—	1	115	—	115	1	115
婦人保護施設計	3	3	—	205	205	—	4	225
その他の社会福祉施設	103	60	43	714	525	189	103	714
授産施設	3	1	2	90	50	40	3	90
宿舎提供施設	4	2	2	—	—	—	4	—
隣保館	8	2	6	—	—	—	8	—
和地区隣保館	46	46	—	—	—	—	46	—
低額診療施設	27	—	27	—	—	—	27	—
盲人療養施設	1	—	1	20	—	20	1	20
盲人療養施設	5	—	5	129	—	129	5	129
その他の施設	9	9	—	475	475	—	9	475

第 22 章
衛生